

横浜市建築局から 違反建築防止に向けたご協力をお願い 「温度ヒューズって何!？」

横浜市建築局では、日頃から安全・安心で環境に優しいまちづくりを進めることを目標に、建築指導行政の推進に取り組んでいます。

今回、不動産会社のみなさまには、建物の管理を担う立場として、オーナーの方へ建物をより安全に利用できるようアドバイス等を行っていただくことで、安全なまちづくりに向けてご協力いただければと考えています。

● よくある建築基準法の危険な事例（温度ヒューズ式防火戸）

建築基準法には火災時に火炎を遮断するための設備として、防火戸というものがあります。

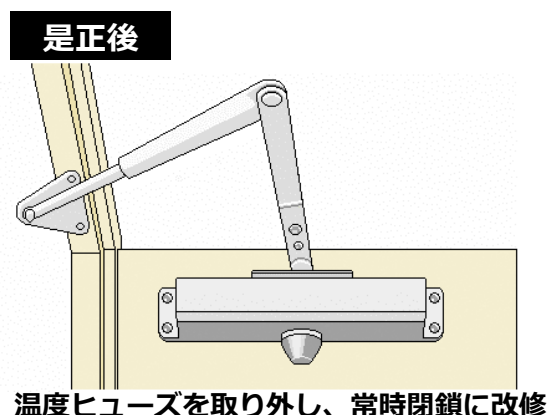
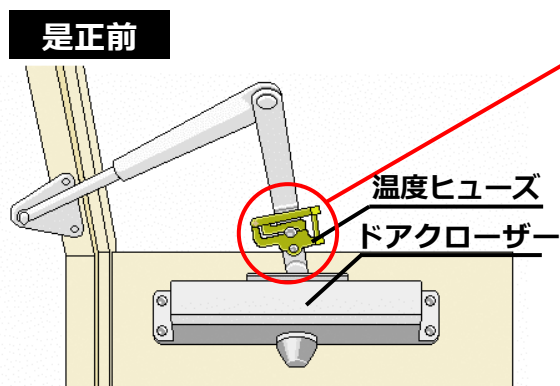
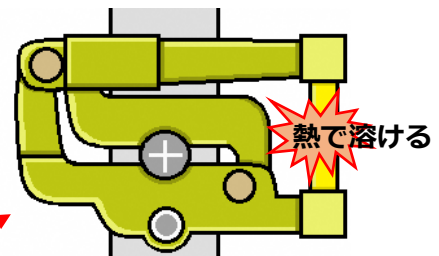
特に、階段周りに設ける防火戸には、常に閉められている防火戸と、火災発生時に煙を感知して自動的に閉まる防火戸のいずれかを使用します。熱を感知して自動的に閉まる温度ヒューズ式防火戸は昭和 47 年まで認められていましたが、煙は火炎より移動速度が速く、温度ヒューズが溶けて**防火戸が閉まりきる前に避難経路内に煙が充満してしまうため大変危険であり、現在では温度ヒューズ式防火戸は認められていません**。過去には、温度ヒューズ式防火戸であったために防火戸が閉まりきらず、重大な事故に繋がった事例もあります。

また、温度ヒューズが老朽化や器具の破損等により機能しなくなった際に、くさび等で固定して開けたままにしてしまう違反事例が数多く見られます。

● 温度ヒューズ式防火戸とは？

火炎の熱により溶けてストッパーが外れ、防火戸が閉まる仕組みです。

器具の種類にもよりますが、一般的には温度ヒューズの器具を取り外すことで改修することができます。



階段周り等の防火戸を是非ご確認ください。温度ヒューズが使用されている際には、温度ヒューズの撤去・改修をご検討ください。改修内容や費用等でご不明な点は、建築士等にご相談するよう建物オーナーの方にご案内ください。

防火戸は火炎や煙を遮断し、延焼の防止や避難経路を確保する大変重要な設備ですので、皆様のご協力をお願いします。